

令和5・6年度建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領

三条市

- [申請書類の受付期間] 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- [入札参加資格有効期間] 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- [申請対象者] ・新潟県内に本社・本店を有する者
 ・新潟県外に本社・本店を有し、新潟県内の営業所等に契約締結権限等を委任する者
 ※ 上記対象者以外の者の申請については、所在地に関する参加資格要件を設定しない案件の入札公告を行う場合に、当該案件の入札参加希望者の随時申請を受け付けます。
- [提出書類の様式] 三条市ホームページからダウンロードした様式を使用してください。他団体の様式による申請は受理しません。
- [提出方法] 持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は必ず受付期間内に到着するように提出してください。
- [提出先] 〒955-8686 新潟県三条市旭町二丁目3番1号
 三条市総務部財務課統計・契約係 TEL 0256-34-5527 (直通)
- [提出部数] 1部提出。A4サイズで、書類番号順にファイル又はひもで綴じてください。
- [提出書類]

書類番号	申請書、申出書及び添付書類	提出対象者
1	建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】	全ての申請者
2	年間委任状【任意様式】 宛先は「宛先 三条市長」とし、受任者の押印と、委任する権限を記載してください。	営業所等に契約締結権限等を委任する者
3	入札参加希望業種(部門)一覧【第2号様式】	全ての申請者
4	入札参加希望業種(部門)実績【第3号様式】	全ての申請者
5	営業所(主たる営業所を除く)一覧表【第4号様式】 契約締結権限等を委任する営業所等について記入してください。	営業所等に契約締結権限等を委任する者
6	技術職員調書【第5号様式】 職員数は、直前の事業年度の終了の日の人数を記載してください。	全ての申請者
7	技術職員経歴書【第6号様式】	全ての申請者 (ただし、建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償コンサルタント業務を申請する者については、 <u>書類番号9として、それぞれの登録規程に基づく現況報告書の写しを提出する場合は提出不要</u>)

8	<p>暴力団等の排除に関する誓約書 【第7号様式】</p> <p>営業所等に契約締結権限等を委任する場合でも、本社・本店の代表者の記名の上、提出してください。</p>	<p>全ての申請者</p>
9	<p>登録を受けていることを証する書面</p> <p>建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償コンサルタント業務のうち、それぞれの登録規程に基づく登録を受けている部門について申請する場合は、それぞれの登録規程に基づく最新の現況報告書の副本（国土交通大臣の確認を受けたものに限る。）の写しを提出してください（財務諸表部分は不要）。申請業種（部門）が現況報告書に記載されていない等の場合は、登録証明書の写し等を提出してください。</p> <p>また、測量業務については「登録証明書の写し」、一級建築設計業務については「一級建築士事務所の登録証明書の写し」、建築設備設計業務については「建築設備士の登録証明書の写し」、土地家屋調査業務（※1）、不動産鑑定評価業務又は計量証明業務についてはそれぞれの「登録証明書等の写し」を提出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償コンサルタント業務のうち、登録規程に基づく登録を受けている部門について申請する者 ・測量業務、一級建築設計業務、建築設備設計業務、土地家屋調査業務（※1）、不動産鑑定評価業務又は計量証明業務を申請する者
10	<p>営業実績があることを証する書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該業務の実績の中から1～2件程度について、その契約書の写しを提出してください。<u>契約書記載の契約名等からは業務内容が明確でない場合は、業務内容の分かるもの（仕様書等）も添付してください。</u> ・どの業種に関するものか分かるよう、付せんやインデックス等を付けてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務又は建築設備設計業務のうち、書類番号9の登録を受けていない業種について申請する者 ・調査・試験業務を申請する者
11	<p>測量法第55条の3第4号及び同法第55条の3第6号に掲げる添付書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測量業者登録申請の際に提出している書類です。 ・測量法第55条の3第4号・・・使用人数、営業所ごとの測量士・測量士補の人数（添付書類ホ） ・測量法第55条の3第6号・・・誓約書（添付書類ト） 	<p>測量業務について入札参加を希望し、市内営業所に契約締結権限等を委任する者</p>
12	<p>三条市の納税証明書（市税において未納がない証明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民窓口課の市民総合窓口のほか、栄サービスセンター及び下田サービスセンターの各総合窓口で発行します。税証明交付申請書により「<u>市税において未納がない証明</u>」の交付を受けてください。 ・原本の写しも可とします。 ・申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。 <p>※ <u>新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となり、市税が猶予されている場合、納税の猶予を受けていることが確認できる書類（「徴収猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書」）を提出してください。</u></p>	<p>三条市に納税義務がある者（<u>ただし、書類番号13を提出する場合は提出不要</u>）</p>

13	<p>市税納付状況調査同意書</p> <p>市税の納付状況について、三条市が関係公簿を調査することに同意する場合のみ提出してください。提出があった場合は、書類番号12の提出は不要となります。</p>	<p>三条市に納税義務がある者 (ただし、書類番号12を提出する場合は提出不要)</p>
14	<p>法人税又は所得税の納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（未納額のない証明書用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所轄の税務署で交付を受けてください。 ・原本の写しも可とします。 ・申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。 ・個人の場合：納税証明書（その3の2） 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納額のない証明書用 ・法人の場合：納税証明書（その3の3） 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書用 <p>※ <u>新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となり、国税や地方税の納税が猶予されている場合は、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その1）」を提出してください。</u></p>	<p>法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税義務がある者</p>
15	<p>資本関係・人的関係に関する届出書 【第8号様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の申請者との間の、資本関係・人的関係について記載してください。 ・該当がある場合は、具体的な内容について記載し、該当がない場合は、なしを丸で囲み提出してください。 ・営業所等に契約締結権限等を委任する場合でも、「商号又は名称」は本社・本店のものを記載し、本社・本店の代表者の記名の上、提出してください。 	<p>全ての申請者</p>
16	<p>審査結果郵送用封筒（返信用封筒）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>提出方法（持参、郵送）にかかわらず、宛先を記載し、所要の切手を貼り付けたものを1枚提出してください。</u> ・郵送申請で申請書の受領確認のため、受領書等が必要な場合は別に1枚必要です。 	<p>全ての申請者</p>

※1 土地家屋調査業務について

土地家屋調査業務については、土地家屋調査士法の規定により、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者（協会を除く。）は当該業務を業とすることができないとされていることから、法令遵守のため、入札参加資格審査申請をすることができる者を土地家屋調査士個人、土地家屋調査士法人又は名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人に限定します。（土地家屋調査士法人以外の株式会社等の法人は、土地家屋調査業務を申請することはできません。土地家屋調査士個人として申請することは可能です。）

[その他]

その他の申請方法及び記載方法は、新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領を準用します。